

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の内縁の夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日にA県B市の会社C（以下「会社」という。）に採用され、会社の元請である会社Dの専従として、土木建設工事現場における現場監督の業務に従事していた。

請求人によると、被災者は、平成〇年〇頃から体調不良を訴えるようになったが、仕事が忙しくて休みをとれず、同年〇月〇日には自力で立ち上がれないほど体調が悪化したという。

被災者は、同日、Eクリニックに受診し、以後、Fクリニック、G病院受診を経て、平成〇年〇月〇日、H医療センターに受診し「肺炎、呼吸不全」と診断され、同年〇月〇日には、I病院に転医し「肺炎」（以下「本件疾病」という。）と診断され、療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日、同病院にて死亡した。死亡診断書には直接死因「呼吸不全」と記載されている。

請求人は、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に未支給の保険給付としての療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、過重労働及びそれに伴う持病の糖尿病の悪化が本件疾病発症の主な原因であることから、本件疾病は業務に起因すると主張している。

(2) 当審査会としては、被災者に発症した疾病として明確に認められるのは本件疾病であり、発症時期は平成〇年〇月〇日であると判断する。

(3) 主治医であるJ医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「(被災者は、)入院3か月前から続く高度な倦怠感、それ以前から体重減少(-10kg)を認めていた。その様な状況下で、日々過酷な工事現場での土木作業を十分な休養もなく続けており、体力・免疫力低下が生じ、重症肺炎に罹患したことの関連性は否定できない。」と述べている。

これに対し、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「仮に(被災者に)月100時間以上の超過勤務が続いていたとしても、それのみで嚥下障害や全身の筋力低下、さらに慢性呼吸不全を来すほどの重篤な病態に至る可能性は低いと考えられ、何らかの基礎疾患が徐々に進行して(検査上は明らかに)はできていない。また超過勤務がある程度疾病経過に影響を及ぼした可能性は否定できない。)肺炎を繰り返すようになり、全身の廃用性筋力低下を来し、最終的に死亡に至ったと考えるのが医学的には妥当であると考えられる。」と述べ

ている。

当審査会としては、J医師の意見は可能性を示すにとどまるものであり、被災者において易感染性を引き起こす免疫機能の低下は実証されておらず採用できない。

一方、請求人らが主張する被災者の過重労働が本件疾病発症に一定程度影響したとしても、入院安静により過重労働による負荷が軽減されても遷延し悪化する経過は過重労働では説明できないことに鑑み、K医師の意見は妥当であり、本件疾病と業務に相当因果関係があるとは認められないと判断する。

請求人らは、過重労働によって持病の糖尿病が悪化し、易感染性となり本件疾病を発症したとも主張しているが、当審査会としては、請求人らの主張は明らかな根拠に欠け、認められない。また、入院後の血糖値及びヘモグロビンA1cの推移をみても、おおむね良好にコントロールされており、本件疾病の難治化に糖尿病が関与した可能性も低いと判断する。

(4) 以上から、当審査会としては、被災者に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。